一般社団法人　日本歯科麻酔学会
認定歯科衛生士制度施行細則

第 1 条　日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。

第 2 条　研修を受ける施設は、学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設（病院、センター、介護施設、歯科診療所等を含む）または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院とする。

第 3 条　認定歯科衛生士規則第 3 章第 5 条に定められている研修証明書は、学会認定医または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医が発行するものとする。

第 4 条　研修カリキュラムの履修項目は次の各項を含む。

1. 患者の全身状態の評価と管理の補助
2. 歯科診療時のバイタルサインの評価
3. モニタリングの方法
4. 救急蘇生法

第 5 条　第 4 条第 4 項に定められた救急蘇生法のカリキュラムは、救急蘇生講習会を受講することを含み、その受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。
救急蘇生講習会とは、米国心臓協会、日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）であるものとする。

第 6 条　認定を受けるためには、申請時から遡って 3 年以内に、研修カリキュラムに基づいて経験した 20 例以上の症例の一覧表（様式 6）を提出しなければならない。さらに、上記の 20 例以上の症例の中から、申請者が口頭試問時に説明できる症例 3 例を選び、症例報告書（様式 7）を作成して提出しなければならない。
但し、申請症例は歯科症例のみが認められ、静脈内鎮静法症例については、学会認定医の指導を受ける必要がある。

第 7 条　認定歯科衛生士委員会は、日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則第 8 条の規定により認定歯科衛生士の更新を受けようとする者（更新申請者）に対し資格審査を行う。

第 8 条　更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 20 単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。

第 9 条　学会は、日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度規則第 8 条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては、第 8 条の規定する期間を 7 年とすることができる。更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書

類の写しを添えて本学会認定歯科衛生士委員会宛に更新期限までに申請するものとする。

第 10 条　認定歯科衛生士認定申請料 10,000 円、登録料 10,000 円および更新審査料 10,000 円とする。

第 11 条　本細則を変更する場合は、認定歯科衛生士委員会において決定し、理事会の承認を必要とする。

付則

1. 認定歯科衛生士制度施行細則第 6 条に規定する救急蘇生講習会については、令和 9 年に実施する第 11 回認定歯科衛生士試験より義務付けられるものとし、それ以前の受験については米国心臓協会、日本救急医学会以外の各医療機関等が実施する実習参加型の講習会も認めるものとする。

日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度施行細則別表

区分	種別			単位
学会出席	日本歯科麻酔学会学術集会			10単位
	リフレッシャーコース			2.5単位/1講演
	旧認定講習会			2単位/1講演
	学会認定関連団体			5単位
	国際関連学会	IFDAS、IADR、FADAS		10単位
	関連学会（歯科）	日本口腔外科学会・日本口腔科学会 日本障害者歯科学会 日本老年歯科医学会 日本有病者歯科医療学会、その他関連学会		2単位
学会発表	日本歯科麻酔学会学術集会	一般演題（口演、ポスター）	筆頭 共同	10単位
		教育講演・シンポジウム等	筆頭 共同	
	学会認定関連団体	一般演題（口演、ポスター）	筆頭 共同	5単位
		教育講演・シンポジウム等	筆頭 共同	
	国際関連学会	一般演題（口演、ポスター）	筆頭 共同	5単位
		教育講演・シンポジウム等	筆頭 共同	
	関連学会（医科麻酔）	一般演題（口演、ポスター）	筆頭 共同	3単位
		教育講演・シンポジウム等	筆頭 共同	
	関連学会（歯科麻酔に関わる演題）	一般演題（口演、ポスター）	筆頭 共同	2単位
		教育講演・シンポジウム等	筆頭 共同	
	リフレッシャーコース（講演）			2単位
	旧認定講習会（講演）			
	バイタルサインセミナー（講演）			
論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌	総　説・原　著	筆頭 共著	10単位
		その他　論文（技術・技法、調査・資料、解説・記事を除く）	筆頭 共著	
	Anesthesia Progress JDAPM 国際関連学会雑誌 （麻酔に関連する内容）	総　説・原　著	筆頭 共著	10単位
		その他　論文（解説・記事を除く）	筆頭 共著	
	関連学術誌（歯科麻酔に関連する内容）	総　説・原　著	筆頭 共著	3単位
		その他　論文（解説・記事を除く）	筆頭 共著	
	麻酔関連著書			3単位
救急蘇生講習会	AHA-BLSプロバイダーコース もしくはAHA-HeartCode® BLSコース		受講 指導	3単位 2単位
	AHA-ACLSプロバイダーコース もしくはAHA-HeartCode® ACLSコース		受講 指導	3単位 2単位
	日本救急医学会もしくは各種医療機関等が実施する実習参加型講習会		受講 指導	3単位 2単位
その他	バイタルサインセミナー			5単位
	全身管理に関する講習会で審査委員会が認めたもの			5単位

＊学術集会における教育講座は、全身管理に関する講習会で審査委員会が認めるものに含まれる。

＊認定歯科衛生士資格を更新するものは、認定歯科衛生士制度施行細則第 10 条に関わる研修単位 20 単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位修得が 10 単位以上、必要である。

＊一つの学術集会で一般演題と同時に学術講演・シンポジウム等で発表した場合は相当単位の加算を認める。

＊発表者（共同発表者も含む）が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

＊学会認定関連団体とは、下記の 7 団体のことを指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、

〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、

〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム

＊JDAPM（Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine）